

広島市告示（安佐北区）第４８号
令和 7 年 6 月 1 7 日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１０項の規定に基づき、平成１５年１０月２７日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した水主町自治会（代表者 児玉 信之）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松 井 一 實

1 変更があった事項

事務所並びに代表者の氏名及び住所

2 変更の内容

	旧	新
事 務 所	広島市安佐北区可部二丁目１７番３号	広島市安佐北区可部二丁目２６番１６号
代表者の 氏名及び 住所	児玉 信之 広島市安佐北区可部二丁目１７番３号	迎川 和康 広島市安佐北区可部二丁目２６番１６号